平成２２年（フ）第４６８号
福岡県久留米市上津町1907番地４　グリーン花水木208号
破産者　中村　弘地
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９号
大分県佐伯市宇目大字千束2895番地
破産者　岡田元三こと　岡田　基見
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第３３３５号
北海道恵庭市駒場町１丁目６番10―102号、破産開始決定時の住所北海道恵庭市本町46番地の１マック恵庭本町コート106
破産者　杉本　政人
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１２０号
札幌市北区新琴似６条14丁目７番29号　グランビアＳＴ203号室、住民票上の住所三重県四日市市日永東３丁目15番18号
破産者　山田　一博
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３号
盛岡市永井10地割163番地２
破産者　吉田　耕二
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８１号
岩手県奥州市水沢区字北栗林128番地５　クリスタルガーデンＧ棟102号室、旧住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字東高山38番地５
破産者　後藤　　誠
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６号
福島県田村郡三春町大字熊耳字山之内72番地
破産者　佐久間純一
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
福島県いわき市泉玉露６丁目13番地の２
破産者　正木雄三郎
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第８８号
福島県いわき市洋向台５丁目８番地の２
破産者　平子　広之
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２２９号
神奈川県大和市鶴間２丁目16番４号　桑愛荘201号
破産者　佐々木眞太郎
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３７４号
神奈川県藤沢市弥勒寺２丁目１番６―402号
破産者　山本　美紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６９１号
横浜市都筑区茅ケ崎南５―７―31、住民票上の住所横浜市緑区東本郷４丁目18番11号
破産者　山口　　聡
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６６号
横浜市旭区白根５丁目15番12号
破産者　鄭　　邦鉉
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２４号
川崎市川崎区下並木68番地22、開始決定時の住所横浜市都筑区東山田３丁目18番20号　ロジュマン城山105
破産者　福嶋　圭一
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４４号
神奈川県平塚市撫子原６番34号　サンテラスなでしこⅡ―202号
破産者　畑田　公聴
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５７６号
横浜市青葉区市ケ尾町1161番地４　ラ・フォレスタ604
破産者　白桃ジェームス
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１号
神奈川県横須賀市野比５丁目11番13号
破産者　城内　穏孝
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１４４号
静岡県田方郡函南町平井1252番地の７
破産者　淺野　興三
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５７０号
京都府宇治市五ケ庄福角25番地の25
破産者　松林　利明
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係